

健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき
民間活力導入可能性調査業務

公募型プロポーザル方式募集要項

令和6年6月

韮崎 市

1. 業務名称

健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務

2. 業務の趣旨

健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき（以下、本施設という。）は建設後25年が経過し、施設の老朽化と時代の変化により、機能の再編等が課題となっている。

また、人口減少社会の到来による生産人口の減少により税収入の減収も懸念されるなか、本施設は他の公共施設と異なり収益性が求められる性質を有するとともに、その運営には多額の財政負担を伴ってきたことから、施設の在り方や運営形態などに対し抜本的な対策が急務である。

このため、本業務ではより効率的かつ効果的な整備を行うため民間活力を取り入れた事業スキーム（公民連携含む）を検討するとともに、その効果及び課題等を整理するなど、民間活力導入に向けた可能性の調査を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

別紙「健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務提案仕様書」のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

5. 対象施設 韮崎市中田町中條1800-1
(健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき)

6. 予定価格 12,700,000円(税抜)

※支払いについては業務終了後一括とする。

7. 参加資格要件

このプロポーザル方式の参加者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。また、このプロポーザル方式は、他者と企業体を組んで参加することができるものとする。この場合において、全構成事業者が②から⑧の要件を満たし、代表事業者が①の要件を満たしていなければならない。

- ① 過去10年以内に、国又は地方公共団体が発注する同種又は類似の業務を受注し、完遂した実績を有すること。（発注者から直接受託した実績を対象とし、再委託による業務の実績は認めない。）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこ

と。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑤ プロポーザル参加申請書（第 1 号様式）の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、葦崎市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領及び葦崎市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 法人であること。
- ⑧ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していないこと。

8. 提案手続きに関する事項

（1）事務局（担当課）

葦崎市 商工観光課 商工観光担当

所在地 〒407-8501 山梨県葦崎市水神1丁目3番1号

連絡先 電話：0551-22-1111（内線213）

FAX：0551-22-8479

メールアドレス：shoukou@city.nirasaki.lg.jp

（2）資料配付に関すること

①募集要項等の配付期間

ア. 配布期間：令和6年6月11日（火）～令和6年6月20日（木）午後5時

イ. 配布方法：葦崎市ホームページよりダウンロードすること。

②配付資料等

ア. 健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務公募型プロポーザル方式募集要項

イ. 健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務提案仕様書

ウ. 様式集（第1号様式～第9号様式）

エ. 金抜き設計書

(3) 質問に関すること

① 質疑の受付

配付資料に関する質疑の受付期限は、以下のとおりとする。

ア. 期 限 令和6年6月17日(月) 午後1時(必着)

イ. 提出方法 質問書(第5号様式)を電子メールにより提出(送信)

※電話、FAX 及び窓口での口頭による質疑は不可とする。

ウ. 送 信 先 上記担当部課 メールアドレス

② 質疑回答

質疑回答は、令和6年6月17日(月)以降随時回答し、最終回答は、令和6年6月20日(木)までに市ホームページに掲載する。

(4) 参加申込み及び提案書に関すること

① 参加申請書および提案書の作成方法 当該業務プロポーザル参加希望者は「(5) 提出書類に関すること」に記載している書類を提出すること。

② 参加申請書提出期限・場所及び方法

ア. 期 限 令和6年6月26日(水) 午後5時

イ. 提出場所 韮崎市商工観光課 商工観光担当

ウ. 提出方法 持参又は郵送(必着)

※提出の際、質疑・回答の連絡手段として使用するメールアドレスも提出のこと
(任意様式)

※期限までに提出が無い場合は、不参加とする。

③ 参加申込時の提出書類の内容について、第1次審査を行い、合計点数の高い上位5社に第1次審査の結果を通知する。通知を受け取った参加者は第2次審査に進むことができる。

④ 提案書提出期限・場所及び方法

ア. 期 限 令和6年7月9日(火) 午後5時

イ. 提出場所 韮崎市商工観光課 商工観光担当

ウ. 提出方法 持参又は郵送(必着)

※第1次審査の結果を受け取った参加者のみ提出できる。

(5) 提出書類に関すること

提案業者は、次に掲げる書類の正本を1部提出すること。ただし、提案書について

は、正本と会社名、社印等の記載がない副本7部を合わせて提出すること。また、それぞれのデータを格納したCDも提出すること。

参加申請書の提出（提出期限：令和6年6月26日（水）午後5時）

提出書類	様式	備考
参加申請書	第1号	
業務実績調書	第2号	
業務実施体制	第3号	
担当者調書	第4号	
会社概要書	任意様式	
会社パンフレット	任意様式	

提案書の提出（提出期限：令和6年7月9日（火）午後5時）

提出書類	様式	備考
提案書	第6号	
業務の実施方針	第7号	
業務の実施計画	第8号、任意様式可	
特定テーマ①	第9号、任意様式可	業務スキーム
特定テーマ②	第9号、任意様式可	調査方法
見積書	設計書	

※特定テーマについて

本業務に対する以下の特定テーマについて、提案内容を記載するものとする。
提案枚数は1テーマにつきA4版両面印刷で2頁（1枚）以内とする。

特定テーマ①：適切な業務スキームの設定について

- ・本事業で想定される業務スキームとして、実施手法、民間活力を導入した新たな施設の導入に対する着眼点や検討手法、その他、事業実施上の課題等を具体的に記載する。

特定テーマ②：適切な市民ニーズ及び民間事業者意向の調査方法について

- ・調査対象者を明確化し、調査方法等を具体的に記載する。

※提出された参加申請書、提案書及び関連書類は、原則として返却しない。

（6）提出書類の作成方法

- ①提出書類の作成にあたっては、指定の様式により、簡潔かつ明瞭に次のとおり記述すること。なお、提出書類以外の参考資料等は受領しない。
- ②提案書は、委員にわかりやすいように文字は見やすい大きさ（10.5pt以上）を原則

とし、 図・写真等を用いる場合は見やすいように作成すること。なお、指定の様式以外の関連資料は認めない。

- ③提案書は表紙を作成し、宛名「葦崎市長様」、タイトル「健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務」提案書、提出年月日、会社名を記載し押印すること（副本には、会社名は記載してはいけないので注意すること）。
- ④提案書の副本には業者名、ロゴマークその他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- ⑤プロポーザル参加申請書提出後に辞退する場合は、第 1 次審査（令和 6 年 7 月 1 日）までに任意様式で「辞退届」を提出すること。
- ⑥「技術提案書（任意様式）」について、 副本には業者名（協力会社も含む）、個人の所属を記載しないこと。正本には、会社名、所属を記載すること。

（7）見積書の作成方法

- ①課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- ②金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載すること。
- ③算定根拠となる積算内訳書を添付すること。
- ④見積書及び積算内訳書は、封筒に入れ密封し、かつ、その表面に法人の名称又は商号及び「健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務見積書在中」と朱書きすること。また、裏面 3 箇所に見積書に用いた印鑑で押印すること。
- ⑤見積書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分に押印し、見積書最上部余白に「●字削除●字加入」と明記すること。（※金額の訂正は不可）
- ⑥予定価格を上回る見積書を提出した者は、本業務の審査対象にならず、失格となるので、予定価格内で実現可能な見積りを行うこと。

（8）見積書の無効 次の見積書は無効とする。

- ①金額の記載がない見積書
- ②法令又は見積条件に違反している見積書
- ③見積者の記名押印がなく、見積者が判明できない見積書
- ④所定の場所及び日時に到着しない見積書
- ⑤金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない見積書
- ⑥見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等見積参加条件に違反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書

9. 受託候補者の選定に関する事項

第1次審査及び第2次審査において、合計得点が並んだ場合は、価格評価を除いた合計得点が高い提案者を選定する。それでも同点の場合はくじ引きとする。なお、第2次審査に進むことができるのは、第1次審査における上位5社とする。

参加者が1社の場合は、第1次審査及び第2次審査を行い、全審査委員の合計得点の平均が6割以上である場合に選定するものとする。評価項目、仕様書に示した以外の提案内容は評価しない。

(1) 第1次審査（事務局審査）

第1次審査は、提出された書類の評価を行う。書類の評価は、「健康ふれあいセンター及び道の駅にらさき民間活力導入可能性調査業務選定基準」（別表第1）の評価項目に沿って事務局が行うこととする。

第1次審査において、点数が高い5社が第2次審査に進むことができる。

(2) 第2次審査

第2次審査は、提案書に関して審査委員（6名）に対し、以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- ① プレゼンテーションは20分以内とし、基本的にパワーポイント等を使用し、提内容について説明を行う。質疑応答は20分程度とする。プロジェクター、スクリーンは市が準備する。
- ② 質疑は、提案書及びプレゼンテーションのことについて行う。
- ③ プレゼンテーションへの出席は、第3号様式に記載のある管理者のほか、同様式に記載のある担当技術者他計5名以内とする。
- ④ プレゼンテーションの予定日は、令和6年7月19日（金）とする。なお、受付時間、プレゼンテーション開始時間については、別途通知を行う。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は提案書提出の受付が遅かったもの順に実施する。

(3) 選定結果の公表

- ① 選定結果については、提案者の得点を記載した一覧表を、韮崎市ホームページで公表する。
- ② 提案者は、審査結果について不服がある場合は、審査結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非選定の理由について説明を求めることができるものとする。
- ③ 市長は、前項の説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面等により回答するものとする。

- ④第 1 次審査の審査結果通知は、令和 6 年 7 月 1 日（月）まで、第 2 次審査の結果通知は、第 2 次審査参加者全員に令和 6 年 7 月 2 4 日（水）までにそれぞれ行う。

10. その他特記すべき事項

- ・提案等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された提案書及び関係書類は、返還、差し替え、変更又は取り消しすることができない。
- ・市は選定された提案者の提案内容に基づき、業務内容の詳細についての協議を行う。
- ・落札候補者と合意に至らなかった場合は、次点の提案者と同様の協議を行う。
- ・提出した提案書の取扱いは、葦崎市財務規則、葦崎市情報公開条例その他関係法令によるものとする。また、審査以外の目的で無断使用をすることはない。
- ・契約に際しては、双方 1 通ずつ契約書を取り交わし、その内容は葦崎市財務規則、その他関係法令によるものとする。
- ・提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

1 1. 全体スケジュール

(1) 手続開始の公示（公募）	令和6年6月11日（火）
(2) 募集要項等資料配布	令和6年6月11日（火）から 令和6年6月20日（木）午後5時
(3) 提案書等の質疑受付締め切り	令和6年6月17日（月）午後1時まで
(4) 提案書等に関する質疑回答	令和6年6月17日（月）から 令和6年6月20日（木）午後5時
(5) 参加申請書の提出期限	令和6年6月26日（水）午後5時まで
(6) 第1次審査の結果通知	令和6年7月1日（月）
(7) 提案書の提出期限	令和6年7月9日（火）午後5時まで
(8) 第2次審査 （プレゼンテーション審査）	令和6年7月19日（金）
(9) 第2次審査の結果通知および公表	令和6年7月24日（水）
(10) 契約	令和6年7月 下旬
(11) 審査結果の開示	令和6年7月26日（金）から 令和6年8月5日（月）午後5時